

鈴鹿市上下水道事業に関する答申(案)について

答申書(案)の内容<下水道事業>

鈴鹿市上下水道局



答申書(案)の構成

答申書(案)＜下水道事業＞は、第1回～第3回の審議会内容に基づき、次の構成となっています。

項目	答申書(案)	主な内容
1 中間検証		
(1)投資目標の達成度	5～6ページ	整備面積、維持管理費用等
(2)財源目標の達成度	6ページ	経費回収率、基準外繰入金
(3)使用料収入	7ページ	使用料収入分析
2 審議会での検討事項及び意見		
(1)投資計画の見直し(公共下水道事業)	7～8ページ	整備面積等の見直し
(2)合併処理浄化槽設置補助金の拡充	8ページ	合併処理浄化槽設置補助金の変更点
(3)使用料について	9ページ	使用料水準の検証
(4)経営改善に向けた取組について	9ページ	広域化等の推進、民間活用等

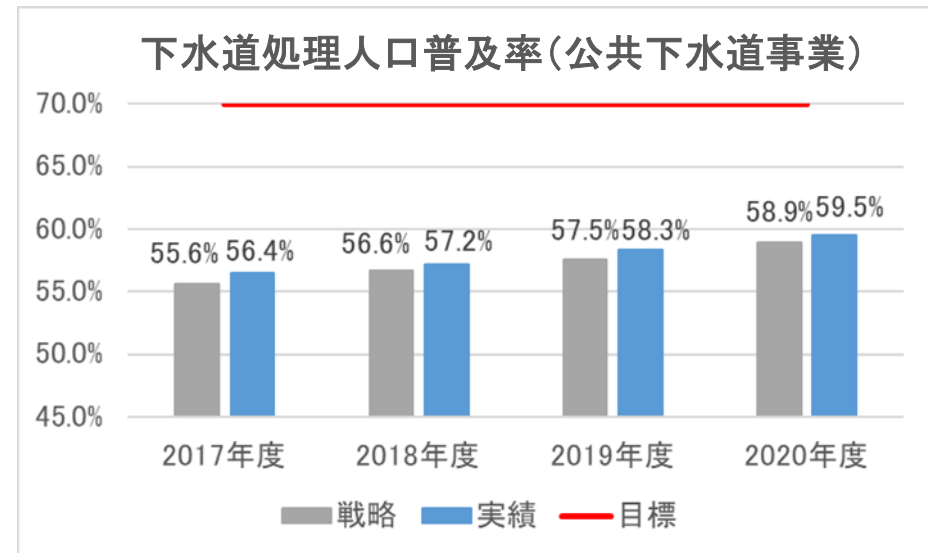
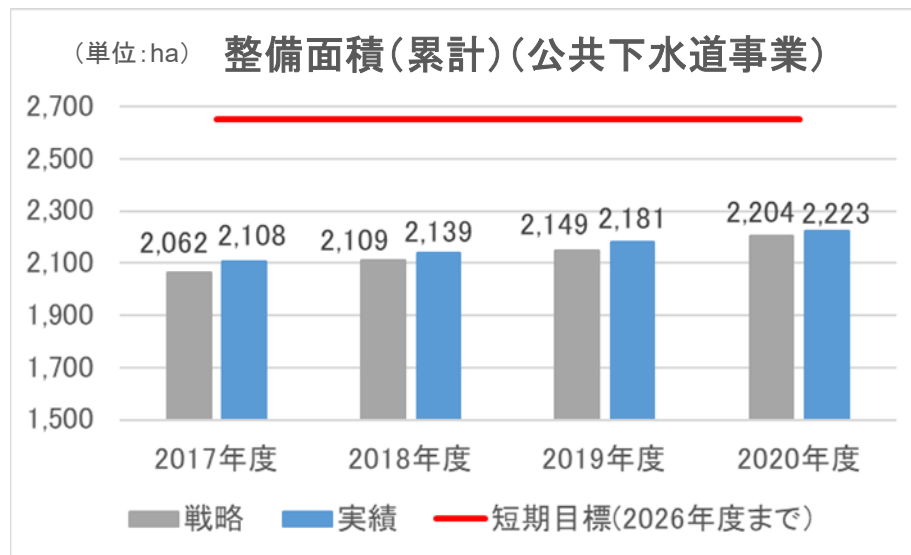
1 中間検証

(1) 投資目標の達成度

ア 公共下水道事業

公共下水道事業の投資目標としては、2026年度(令和8年度)までに整備面積を累計2,649ha、下水道処理人口普及率を70%にすることを設定(経営戦略69ページ)しており、いずれも各年度の目標を上回って推移しています。

【投資目標と実績の推移】(第1回審議会)



【答申書(案)5～6ページ】

令和8年度までの10年間は、国が掲げる汚水処理施設整備について10年程度を目標におおむね完了することとした「汚水処理施設整備の10年概成」に沿って、集中的に投資をする計画であり、令和8年度末までに整備面積(累計)を2,649haに、下水道処理人口普及率を約70%にすることを目標としている。令和2年度末時点の整備面積(累計)は2,223ha、下水道処理人口普及率は59.5%であり、各年度の計画値を上回って推移しており、順調に進捗していることが確認できた。

1 中間検証

(1) 投資目標の達成度

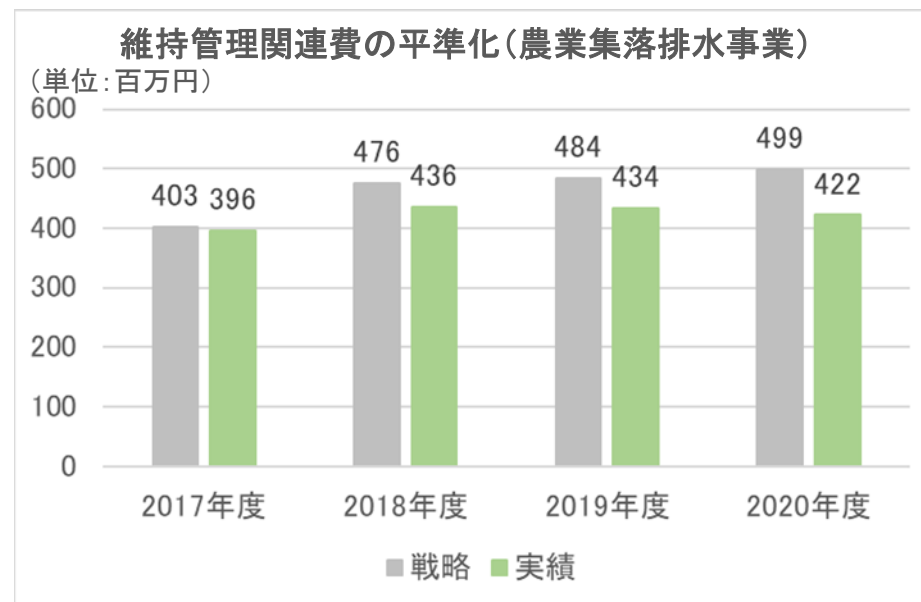
イ 農業集落排水事業

農業集落排水事業の投資目標としては、最適整備構想の策定と維持管理費の平準化を目標としており（経営戦略71ページ）、効率的な維持管理に努め、戦略の値とおおむね同水準で平準化を図っています。

【ストックマネジメント事業計画】（第1回審議会）

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025～
機能診断	→							
最適整備構想策定			→					
施設統合等検討				→				
維持管理適正化計画策定（3地区）					→			
事業計画策定（3地区）						→		
全体実施設計（3地区）							→	
機能強化工事（3地区）								→

【維持管理費の推移】（第1回審議会）



【答申書(案)6ページ】

全ての地区で整備が完了しており、今後は耐用年数を経過した設備の更新や、機器の修繕等の維持管理が中心となってくるため、ストックマネジメントを導入して最適整備構想を策定し持続的な保全に備えること、また、維持管理費用を平準化し長寿命化に向けた維持管理を実施することを目標としている。令和2年度に最適整備構想を策定し、効率的な維持管理ができており、また、維持管理費用についても、令和2年度末まで各年度大きな変動はなく平準化が図られていることが確認できた。

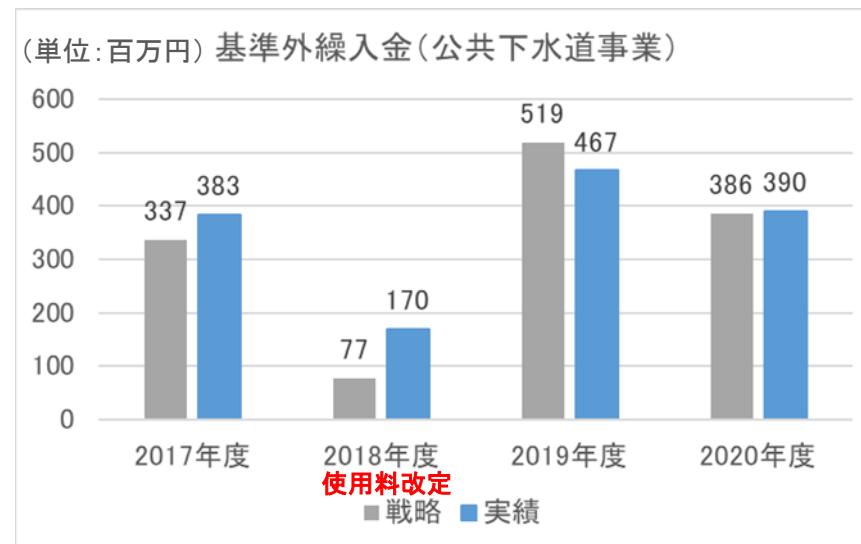
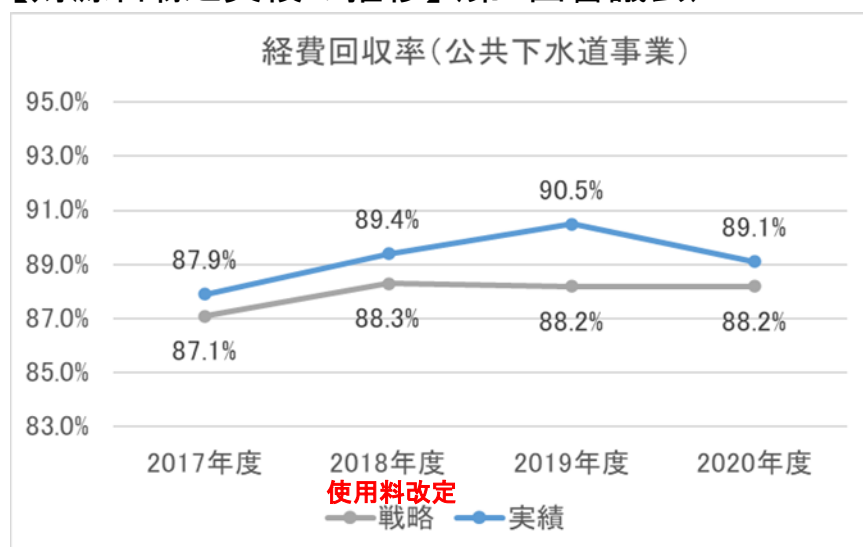
1 中間検証

(2) 財源目標の達成度

ア 公共下水道事業

公共下水道事業の財源目標としては、経費回収率の向上と基準外繰入金の抑制を定めており(経営戦略79ページ)、経費回収率については、各年度計画値を上回っており、また、基準外繰入金については、2018年度(平成30年度)以外は計画値と同程度で推移しています。

【財源目標と実績の推移】(第1回審議会)



【答申書(案)6ページ】

自立的で持続可能な経営を実現するため、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている。令和2年度末の経費回収率は89.1%であり、各年度計画値を上回っており、計画どおりに推移していることが確認できた。また、基準外繰入金については、平成30年度以外は計画値と同程度で推移していることが確認できた。

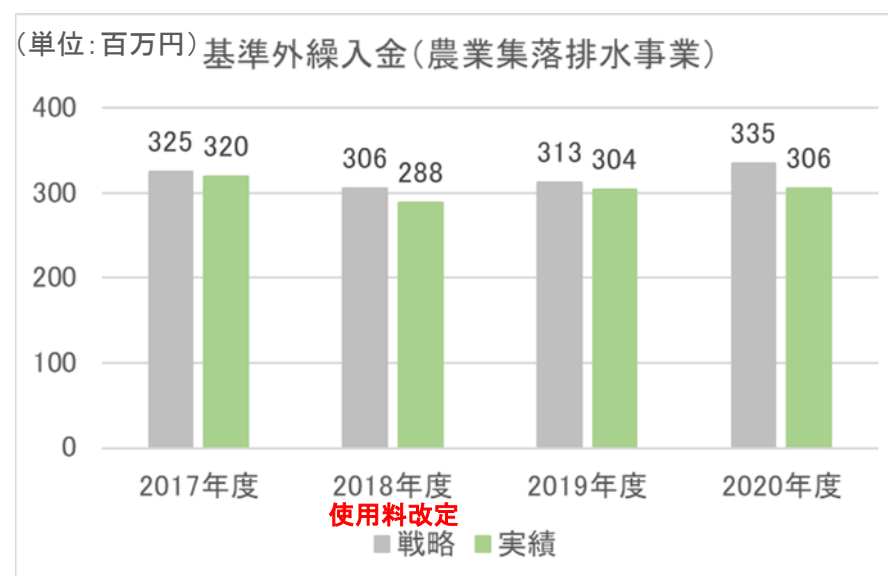
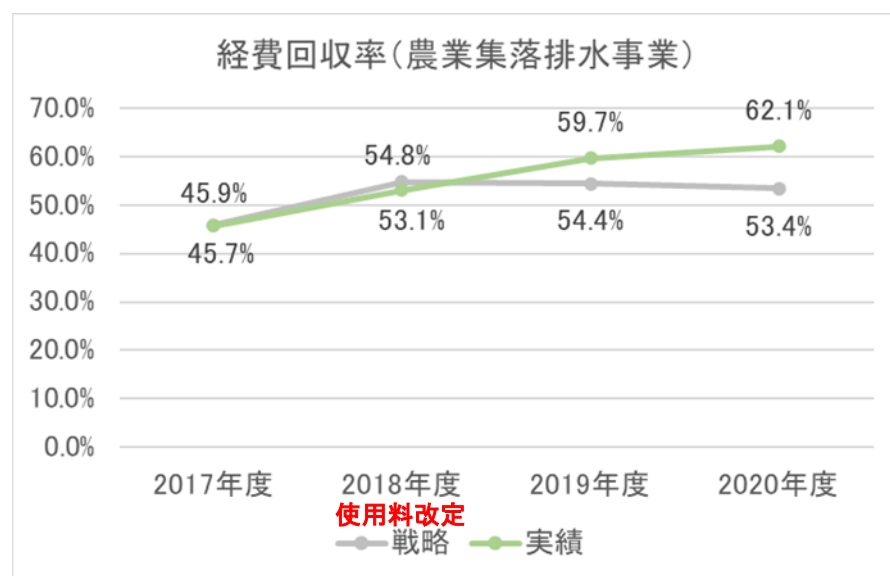
1 中間検証

(2)財源目標の達成度

イ 農業集落排水事業

農業集落排水事業の財源目標としては、経費回収率の向上と基準外繰入金の抑制を定めており(経営戦略85ページ)、いずれの年度もおおむね目標を達成しています。

【財源目標と実績の推移】(第1回審議会)



【答申書(案)6ページ】

自立的で持続可能な経営を実現するため、公共下水道事業と同様に、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている。令和2年度末の経費回収率は62.1%であり、各年度おおむね計画値を上回っており、計画どおりに推移していることが確認できた。また、基準外繰入金については、各年度計画値より抑制できており、計画どおりに推移していることが確認できた。

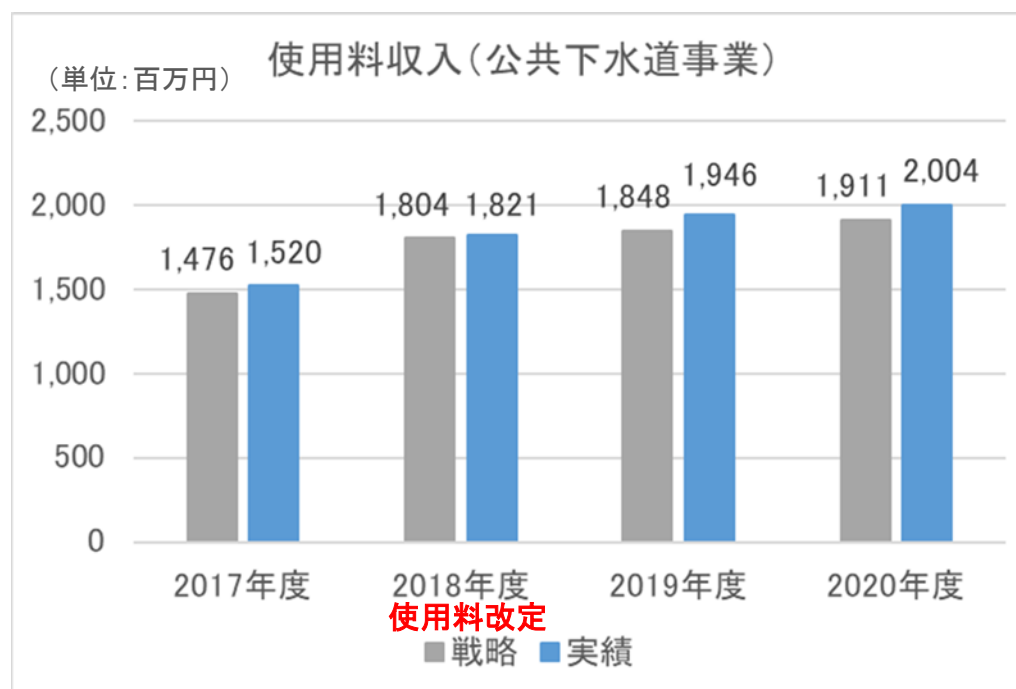
1 中間検証

(3)使用料収入

ア 公共下水道事業

公共下水道事業の使用料収入は、2018年度(平成30年度)の使用料改定以降は増加しており、戦略の値を上回って推移しています。

【使用料収入の分析】(第1回審議会)



【答申書(案)7ページ】

新規整備による水洗化人口の増加に伴い、使用料収入は毎年度増加しており、また、使用料改定により平成30年度は大きく増加し、各年度の計画値を上回って推移している。

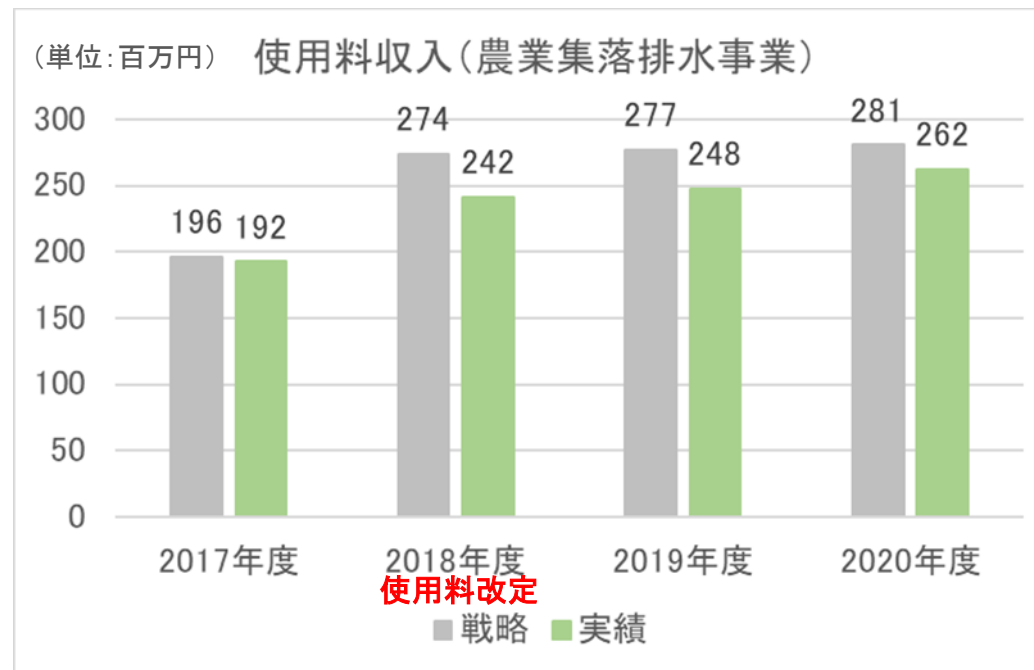
1 中間検証

(3) 使用料収入

イ 農業集落排水事業

農業集落排水事業の使用料収入は、2018年度(平成30年度)の使用料改定以降は増加していますが、戦略の値を下回って推移しています。

【使用料収入の分析】(第1回審議会)



【答申書(案)7ページ】

平成30年4月の使用料改定により、平成30年度以降は使用料収入が増加しているものの、経営戦略の計画値を下回って推移している。主な要因としては、人口減少の加速により有収水量が減少したことによるものである。

2 審議会での検討事項及び意見

(1) 投資計画の見直し(公共下水道事業)

ア 事務局が提示した内容

国からは徹底的な下水道区域の見直しが要請されており、10年概成期間中に整備が完了しない地域の一部について、令和2年度に整備手法を合併浄化槽へと見直しを行いました。

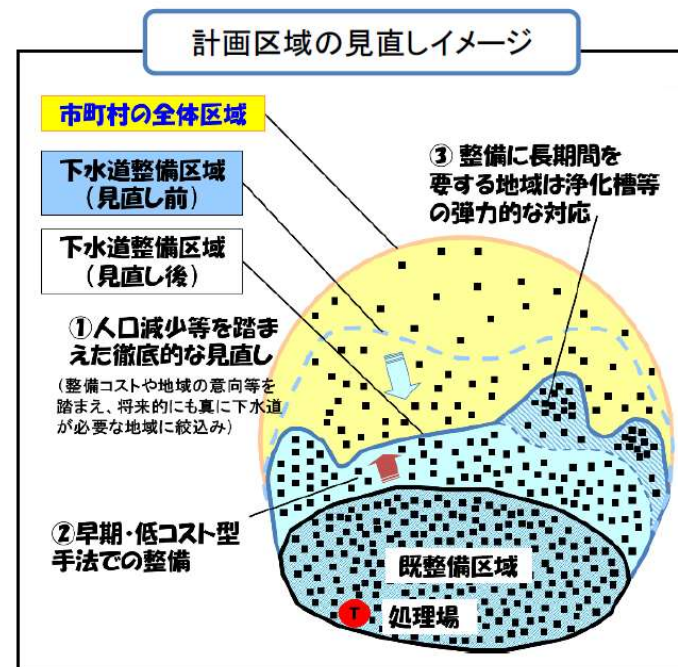
【計画区域の見直し】(第3回審議会)

＜都道府県構想策定マニュアル＞

- ・10年程度を目途に污水处理施設概成の方針を明示
- ・概成時期を2026年度末に設定
- ・人口減少、経済性、整備時期等を踏まえた徹底的な下水道区域の見直しを要請

その後、国からは真に下水道が必要な区域の「更なる見直し」が要請され、2027年度以降は補助金を未普及解消の新設事業から維持管理事業へ移行していく方向性が打ち出された。

また、概成の目安が「污水处理人口普及率95%以上」と国から示された。



(出典:国土交通省ホームページ)

【答申書(案)7ページ】

平成30年度に、10年概成の目安として「污水处理人口普及率95%以上」が国から示され、令和2年度以降は、この目安を達成すると新規整備に対する国庫補助金の優先的な配分対象から除外されることとなった。また、令和9年度以降は、国庫補助金が未普及解消の新規事業から維持管理事業へ移行することが打ち出された。

こうした污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化したことを受け、10年概成期間中に整備が完了しない地域の一部(市街化調整区域及び市街化区域の鈴鹿川以西の庄野及び加佐登地区)について、令和2年度に整備手法を合併処理浄化槽へと見直しを行った。

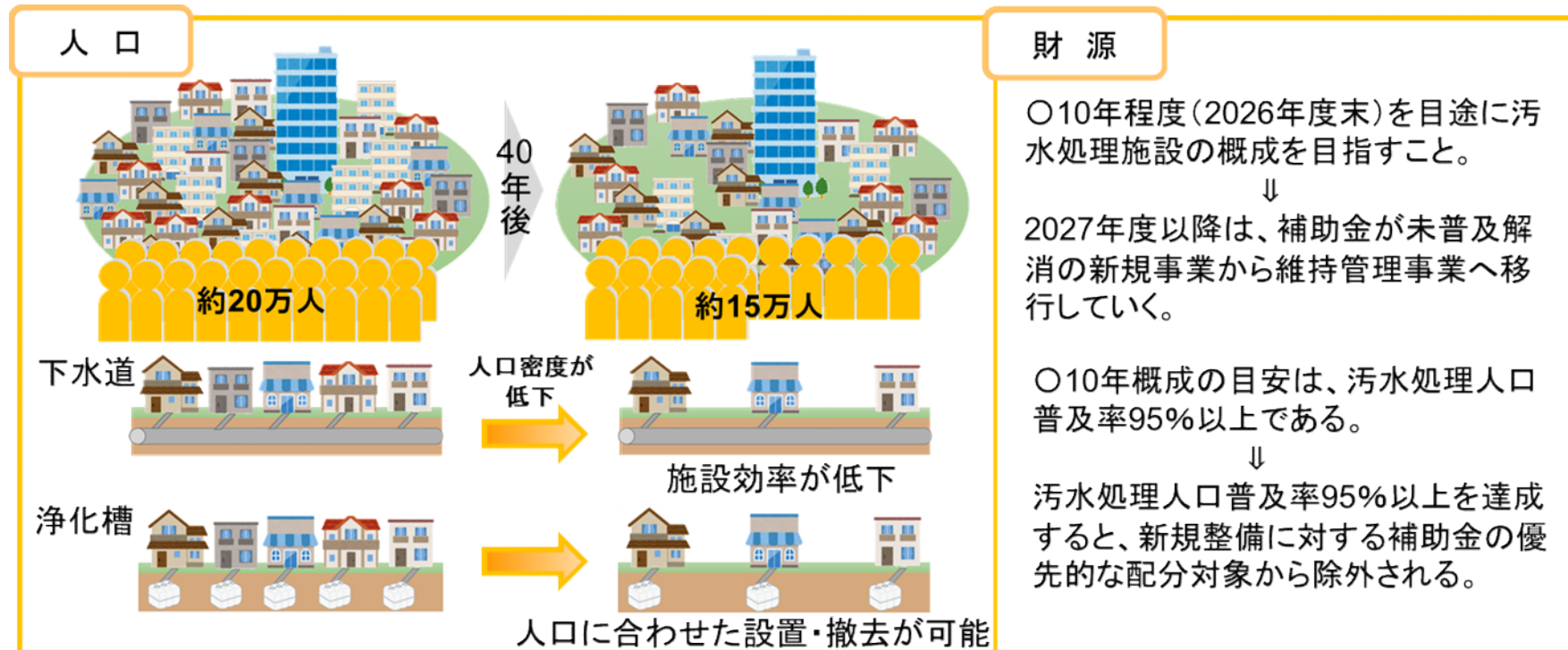
2 審議会での検討事項及び意見

(1) 投資計画の見直し(公共下水道事業)

ア 事務局が提示した内容

国から整備手法の更なる見直しが求められており、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、将来的に真に下水道施設が必要な地域を選定するなど、最適な整備手法を検討する必要があります。

【人口と財源の見通し】(第3回審議会)



【答申書(案)7ページ】

鈴鹿市の人口は、40年後には現在の約75%まで減少する見込みとなっており、使用料収入の減少や人口密度の低下による施設効率の低下が危惧される状況にある。また、国庫補助金が削減された後も引き続き公共下水道の整備を行うとなると、投資費用の大部分を自己資金で賄うこととなり、経営状況の悪化が懸念される。

2 審議会での検討事項及び意見

(1) 投資計画の見直し(公共下水道事業)

ア 事務局が提示した内容

2026年度末(令和8年度末)までに汚水処理人口普及率95%以上とすることを目標として、整備面積(累計)を2,506haに、下水道処理人口普及率を約67%に投資計画を見直すことを提示しました。

区域	公共下水道全体計画区域 3,028ha			全体計画から除いた区域		
	市街化区域 3,023ha + 市街化調整区域 5ha			市街化区域 696ha		
	供用開始区域 (～2016年度)		10年概成 整備区域 (2017～2026年度)	加佐登・庄野 地区(鈴鹿川 以西)を除く	加佐登・庄野 地区(鈴鹿川 以西)	市街化 調整区域
面積	除外区域等 522ha	整備済 2,010ha	640ha →496ha	612ha →596ha	100ha	705ha
整備手法	合併処理 浄化槽	公共下水道		要検討→合併 処理浄化槽	合併処理浄化槽	

整備面積(累計) 2,506ha

【答申書(案)7～8ページ】

国からは人口減少等の社会状況の変化を踏まえ整備手法の更なる見直しが必要とされていることから、既に公共下水道を整備すると周知している事業計画区域までは整備を実施し、事業計画区域内の老朽化した団地の大型合併処理浄化槽の解消を図りつつ、令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上とすることを目標として公共下水道整備区域を見直すこととし、投資目標の整備面積(累計)を2,506haに、下水道処理人口普及率を約67%への見直しを検討する。

2 審議会での検討事項及び意見

(1) 投資計画の見直し(公共下水道事業)

イ 審議会からの意見

第3回審議会で事務局が提示した投資計画の見直しについて審議いただき、経営戦略策定時から想定以上に人口減少が進んでいることから、社会状況の変化に応じて計画の見直しを行っていくことが重要である旨等の意見がありました。

【答申書(案)8ページ】

経営戦略策定時から国の方針が変化してきており、また、鈴鹿市の人口においても、経営戦略策定時から想定以上に人口減少が進行していることから、事業を取り巻く社会状況の変化に応じて計画の見直しを行っていくことが重要である。

現在の経営状況を鑑みると、自主財源により新規整備を進めることは難しい状況であり、国庫補助金を最大限活用して10年概成の達成に向けて整備を進められたい。また、汚水処理人口普及率は、下水道処理人口・農業集落排水処理人口・合併処理浄化槽人口の変動によって影響を受ける数値であるため、95%以上の目標を達成するためには、この3つの処理区域の人口減少率等を毎年度モニタリングしつつ整備を進める必要がある。

2 審議会での検討事項及び意見

(2) 合併処理浄化槽設置補助金の拡充

ア 事務局が提示した内容

投資計画の見直しにより、新たに公共下水道整備区域の対象外となる市街化区域について、合併処理浄化槽設置費に対する補助金の拡充を図ることを提示しました。

【合併処理浄化槽設置補助金の概要】(第3回審議会)

補助対象となる建築物等	補助額			
	区分		基準額	
			現行	拡充後
(1)専ら居住の用に供する住宅 (2)延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物 (3)鈴鹿市自治会集会所建設等補助金の交付対象となる集会所	(1)既設の単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合の設置費用	5人槽	255,000円	330,000円
		6～7人槽	318,000円	414,000円
		8～10人槽	420,000円	546,000円
	(2)新築、建替え等又は既設合併処理浄化槽を更新・改築する場合の設置費用	5人槽	126,000円	168,000円
		6～7人槽	159,000円	207,000円
		8～10人槽	210,000円	276,000円
	(3)(1)の場合における当該単独処理浄化槽の撤去費用		90,000円	
	(4)(1)の場合における配管費用		60,000円	

【答申書(案)8ページ】

公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域以外の区域については浄化槽処理を促進する区域とし、その区域のうち、今回の投資計画の見直しにより公共下水道整備区域の対象外となった市街化区域については、合併処理浄化槽設置費に対する補助金の拡充を検討する。なお、今回の整備区域の見直しにより、浄化槽を促進する区域となった住民には、整備区域の見直しの必要性について十分に説明を行い、浄化槽補助についての丁寧な周知を行う。

2 審議会での検討事項及び意見

(2) 合併処理浄化槽設置補助金の拡充

イ 審議会の意見

第3回審議会で事務局が提示した投資計画の見直しに伴う合併処理浄化槽設置補助金の拡充に関する取組について審議いただき、提示した内容に沿って浄化槽処理の促進を図ることが望まれるとの意見がありました。

【答申書(案)8ページ】

事務局からの提示のとおり、合併処理浄化槽設置費に対する補助金の拡充を行い、浄化槽処理の促進を図りたい。

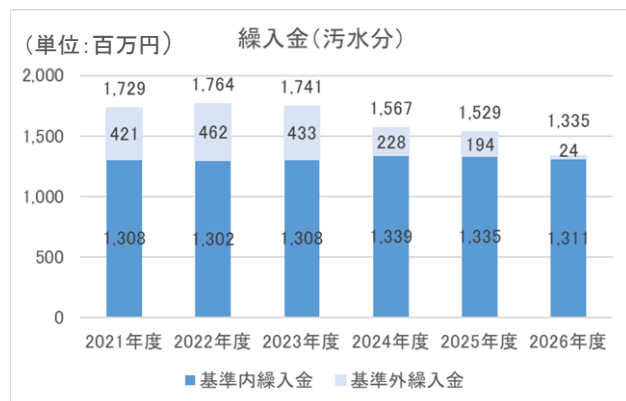
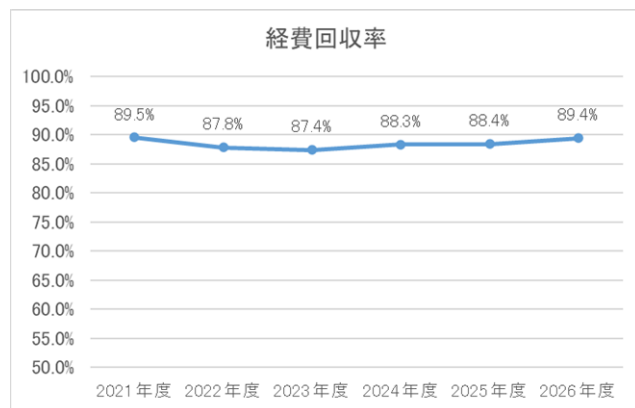
2 審議会での検討事項及び意見

(3) 使用料について

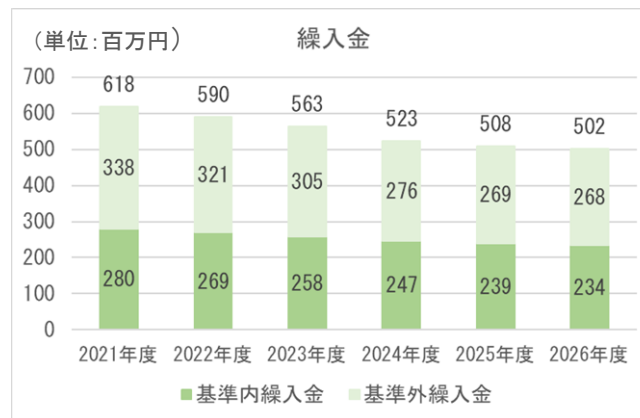
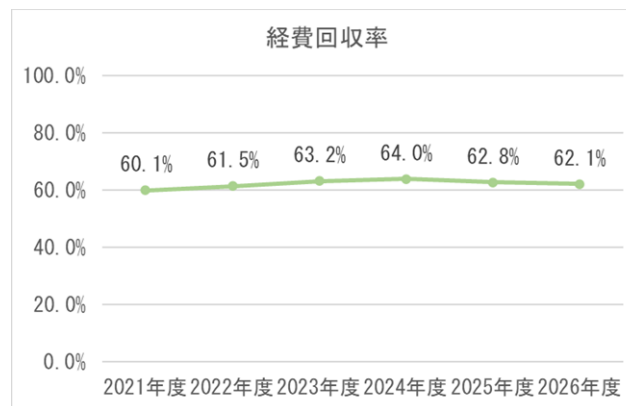
ア 事務局が提示した内容

経費回収率は依然として100%に満たない状況が続いているほか、基準外繰入金も減少傾向ではあるものの、恒常的に発生する見通しです。

【下水道事業】(第3回審議会)



【農業排水集落事業】(第3回審議会)



【答申書(案)9ページ】

経費回収率は依然として100%に満たない状況が続く見通しであり、また、基準外繰入金は徐々に減少していく見通しではあるものの、経営戦略期間中は恒常的に発生する見通しである。

2 審議会での検討事項及び意見

(3) 使用料について

ア 事務局が提示した内容

使用料の見直しが必要であるものの、2018年度(平成30年度)に既に使用料改定を実施したことや、現在の経済情勢が悪化している状況から、すぐに使用料改定を行うことは難しく、今後の動向を注視しながら慎重に使用料について検討が必要であることを提示しました。

【(参考)2018年度使用料改定の概要】(第3回審議会)

使用料改定率 公共下水道事業:20%、農業集落排水事業:38.9%

(※)改定にあたっては、基本使用料の比率を高め、水量区画の細分化を行うことで、少量使用者や一般使用者への改定の影響を相対的に小さくしています。

改定率の設定理由は、次のとおりです。

- 財源試算期間内に公共下水道事業の経費回収率が85%程度となる改定率で、受益者の負担を一定程度考慮したため
- 農業集落排水事業は公共下水道と使用料体系を統一したため

(改定後の使用料体系) (2か月当たり、税抜き)

用途	基本使用料	従量使用料単価	
一般汚水	2,300円	～10㎡	5円
		11～20㎡	75円
		21～40㎡	120円
		41～60㎡	155円
		61～100㎡	200円
		101～200㎡	240円
		201～1,000㎡	305円
		1,001㎡～	350円
浴場汚水			21円
臨時用等			350円

【答申書(案)9ページ】

使用料の見直しの検討が必要ではあるが、既に平成30年4月に大幅な使用料改定を実施したこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済情勢が悪化していることから、市民生活等への影響を考慮すると、現在の状況下において使用料改定を行うことは難しいものと考え、今後の動向を注視しながら慎重に検討していく。

2 審議会での検討事項及び意見

(3) 使用料について

イ 審議会からの意見

第3回の投資計画の見直しや今後の見通しについて審議いただき、将来の更新費用や維持管理費といった汚水処理に要する経費については、使用料をもって賄うべきであり、定期的に使用料改定について検討していく必要があるとの意見がありました。

【答申書(案)9ページ】

前回の使用料改定から4年しか経過していないこと、また、コロナ禍における市民生活への影響を考慮すると、現在の状況下において使用料改定が難しい状況であることは理解できる。

しかしながら、今回の投資計画の見直しにより、令和9年度以降は公共下水道事業も維持管理の時代に入っていく予定であり、将来の更新費用や維持管理費といった汚水処理に要する経費については、本来使用料をもって賄うべきであり、定期的に使用料改定について検討していく必要がある。

2 審議会での検討事項及び意見

(4) 経営改善に向けた取組について

ア 事務局が提示した内容

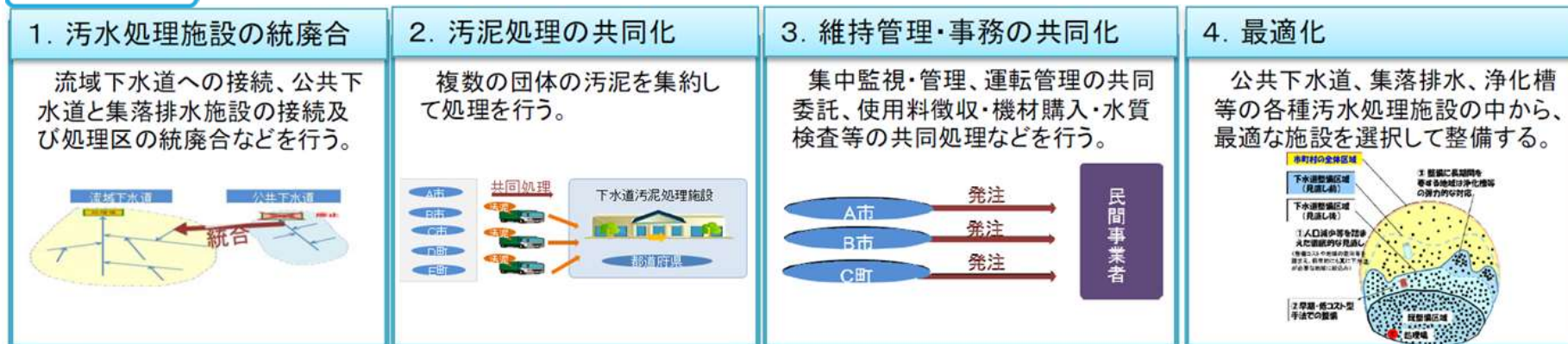
事業を取り巻く環境は、今後さらに厳しくなると見込まれており、経営改善に向けた取組が必要であり、事業の広域化や民間活用といった抜本的な改革の検討が必要です。

【現状と課題、経営改善に向けた取組】(第3回審議会)

現状と課題

- 急激な人口減少に伴う使用料収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 人件費や資材費の高騰による事業費の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要 等

広域化等



民間活用

1. 指定管理者制度 地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、 <u>公の施設の管理・運営を民間事業者に行わせる。</u>	2. 包括的民間委託 民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、 <u>複数の業務や施設を包括的に委託する。</u>	3. PPP/PFI PFI法に規定するPFI手法を導入する(コンセッション等)、または、 <u>実態としてPFI手法に類似した手法を導入する(DBO方式等)。</u>
--	---	--

2 審議会での検討事項及び意見

(4) 経営改善に向けた取組について

ア 事務局が提示した内容

他市の事例や国が公表している先進・優良事例集等を参考に、今後も引き続き、経営改善に向けた取組を検討・実施することを提示しました。

【新たな取組(2026年度までに検討)】(第3回審議会)

事業	取組	内容
農業集落排水事業	広域化等	公共下水道への接続・農業集落排水処理施設同士の統廃合の検討
公共下水道事業・ 農業集落排水事業	民間活用等	維持管理包括業務委託などの検討



【答申書(案)9ページ】

今後の施設の老朽化、職員の減少による執行体制の脆弱化や使用料収入の減少等といった様々な課題を抱える中、従来どおりの運営方法では持続的な事業運営が困難となることが予想され、より一層効率的な事業運営が求められている。

令和4年度には、三重県が「広域化・共同化計画」の策定を予定しており、汚水処理施設の統廃合や指定工事店登録・更新事務の共同化といった取組について三重県や県内市町と具体的な検討を進めていき、また、維持管理の包括業務委託といった民間活用の導入についても検討し、効率的な事業運営に努める。

2 審議会での検討事項及び意見

(4) 経営改善に向けた取組について

イ 審議会からの意見

第3回審議会で事務局が提示した経営改善に向けた取組内容について審議いただき、広域化や共同化、民間活用については様々な効果が期待できるため、積極的に検討してほしいとの意見がありました。

【答申書(案)9ページ】

広域化や共同化、民間活用については、経費削減や技術力の補完等といった効果が期待できるため、積極的に検討されたい。